

議 案 第 84 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

被保険者の医療費の増加等による国民健康保険事業費納付金の増額等に伴い、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を引き上げるため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>6,000円</u></p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「13,650円」とあるのは「<u>4,200円</u>」と、「9,750円」とあるのは「<u>3,000円</u>」と、「3,900円」とあるのは「<u>1,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>8,000円</u></p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項（第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。）の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「<u>5,600円</u>」と、「9,750円」とあるのは「<u>4,000円</u>」と、「3,900円」とあるのは「<u>1,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の5の5及び第19条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。